金沢市子ども生活応援プラン(仮称)骨子案

1. 計画改定の趣旨

本市では、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、今困っている子どもたちのことはもちろん、同時に、今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、支援が確実に届く仕組みを作るため、平成30年度に「金沢市子どもの貧困対策基本計画」を策定し、「すべての子どもたちの育ちを守り、一人ひとりが未来を切り拓けるまち金沢」の実現に向けた各種施策に取り組んできました。

また、ひとり親家庭に対しては、子どもたちの健やかな育ちが保障されるよう、成長に合わせた切れ目のない支援の充実を図るため、平成19年3月「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、平成24年3月と平成29年3月に計画を見直し、各種施策を推進してきました。

その後、国においては令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策であること、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神に則り推進することが目的に明記されました。さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな大綱が策定されました。

一方、平成27年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)においては、「目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」とされており、貧困対策は、国際的にも重要な課題となっています。さらに近年の新型コロナウイルスの感染拡大により、生活に困難を抱える家庭がより深刻な状況に陥っていると言われています。

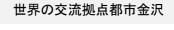
こうした状況を踏まえ、「金沢市子どもの貧困対策基本計画」及び「金沢市ひとり親家 庭等自立促進計画 2017」の両計画が、令和3年度に計画期間の満了を迎えることから、 両計画を一体化した計画として「金沢市子ども生活応援プラン(仮称)」を策定し、生活 に困難を抱える家庭やひとり親家庭が安心して暮らし、子どもたちが未来に向かって夢 や希望を持ち健やかに育つよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

2. 計画の対象

本計画では、子どもに関わるすべての市民を対象とします。また、法律及び大綱の趣旨を踏まえ、支援の対象は、原則、 0歳から満 18歳になった最初の3月31日までの子どもとその家庭とし、ひとり親家庭等については、20歳未満の子どもとその家庭及び寡婦とします。

3. 計画の位置づけ

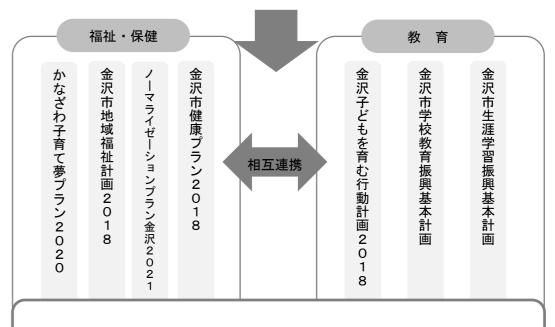
本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等の趣旨を踏まえつつ、本市の新たな都市像である「世界の交流拠点都市金沢」に基づき、「かなざわ子育て夢プラン 2020」、「金沢市地域福祉計画 2018」、「金沢子どもを育む行動計画 2018」、「金沢市学校教育振興基本計画」等との調和を図りながら、基本理念、施策を体系的に整理し、効果的かつ着実に実行していくための指針を示すものです。



重点戦略計画(基本計画)~2022年度

第2次金沢版総合戦略

金沢ミライシナリオ (金沢 SDGs 行動計画)



金沢市子ども生活応援プラン(仮称)

(金沢市子どもの貧困対策基本計画、金沢市ひとり親家庭等自立促進計画)

子どもの貧困対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱 母子及び父子並びに寡婦福祉法

4. 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。ただし、計画を推進していく過程において、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化により、計画の見直しが必要になった場合には、柔軟に対応していくこととします。

5. 本市の子どもの貧困の現状

本市における子どもの貧困の現状を把握するため、子どもを養育している保護者と子どもを対象とした子どもの生活に関する実態調査(以下、アンケート調査)及び困難な状況にある子どもや家庭に日ごろから関わっている支援機関・団体等へのヒアリング調査を実施しました。アンケート調査の詳細については参考資料をご覧ください。

〇アンケート調査

4~5歳、小学2年生の保護者

調査対象

小学5年生、中学2年生、16~17歳の子どもと保護者 各1,200件、6,000世帯(内、ひとり親世帯1,297世帯)

生活困窮層の定義

- 1 本市における「生活困窮」を以下の3つの要素に基づいて分類しました。
- ①低所得(世帯所得が厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」から算出される基準の世帯)
- ②家計のひつ迫(通信費、光熱水費等、家賃の滞納など7項目)
- ③子どもの体験や所有物の欠如(美術館に行く、お小遣い、家族旅行など13項目)
- 2 生活困窮層については、以下の2点に該当した世帯としました。
- ・①に該当した世帯
- ・②又は③にのみ該当した世帯については、所得が①の 1.5 倍未満の世帯

〇ヒアリング調査

調杳対象

保育所・認定こども園等、小学校、中学校、高等学校、社会福祉協議会、 児童養護施設、放課後児童クラブ、ひとり親家庭への支援を行う団体、 地域で子どもを支援する団体・グループ 計 12 カ所の代表者、管理者、職員等

(1)日常生活の状況、親と子の関わり

アンケート調査結果では、生活困窮層で、平日朝食をいつも食べる割合が低くなっています。また、子どもを医療機関に受診させた方が良いと思ったが、実際にはさせられなかった割合が高くなっています。

子どもとの外出について、生活困窮層は非生活困窮層よりも外出する機会が少なく、「金銭的な理由」や「時間の制約」によってできない割合が高くなっています。また、経済的理由で家庭に不足しているものについて、生活困窮層で「急な出費のための貯金(5万円以上)」「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」「子どもの年齢に合った本」の割合が高くな

っています。

ヒアリング調査結果では、困難な状況にある家庭ほど、親子の関わりが少ない傾向があり、 衣食住など基本的な生活習慣が定着していない、高校生が対象となる居場所がない、親子で のイベントは仕事で参加できないため、子どもだけでも安心して参加できるイベントがある とよい等の意見がありました。

(2) 子どもの教育の状況

アンケート調査結果では、保護者が子どもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えているかについて、非生活困窮層で「大学またはそれ以上」の割合が高く、生活困窮層では「短大・高専・専門学校まで」「高校まで」の割合が高くなっています。その回答理由について、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「お子さんがそう希望しているから」「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「一般的な進路だと思うから」の割合が高くなっています。16~17歳の子ども本人は、今後の進路について、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「進学する予定である」の割合が低く、「経済的な理由で、予定はない」の割合が高くなっています。また、学習支援(塾や家庭教師の利用)について、生活困窮層において「経済的にできない」の割合が高くなっています。

ヒアリング調査結果では、小学校低学年の基礎学力が定着できていない、ひとり親家庭では親が子どもの勉強をみる余裕がなく第三者による学習支援が必要などの意見がありました。

(3) 就労の状況

アンケート調査結果では、父母いずれの就業状況においても、生活困窮層において「常時雇用されている一般従業員」の割合が低く、特に母親の就業状況で「臨時雇用・契約社員、パートアルバイト」の割合が高くなっています。

ヒアリング調査結果では、労働環境が不安定で低賃金であること、また、賃金が低くダブルワークをするが身体がもたずに辞める、子育てや家事の時間を確保するため、正規雇用を望めない方もいるなどの意見がありました。

(4)世帯の経済状況

アンケート調査結果では、現在の暮らしの状況について、生活困窮層において「やや苦しい」「大変苦しい」の割合が高く、非生活困窮層と大きな開きが見られます。

また、月々の収支について生活困窮層で「赤字」の割合が高くなっています。

さらに、過去一年間にお金が足りなくて必要な食糧·衣類が買えないことがあったかについても「よくあった」「ときどきあった」の割合が高くなっています。

(5) 周囲の人や支援者との関わり

アンケート調査結果では、子育てに関しての相談相手について、生活困窮層で「頼れる人がいない」の割合が高くなっています。さらに、町会の行事、婦人会、子ども会、趣味のサークル等によく参加するかについては、生活困窮層で「あてはまる」・「どちらかといえばあてはまる」の割合が低くなっています。

ヒアリング調査結果では、精神的に頼れる人がいない、支援や制度を利用できていない人がいるなどの意見があり、家庭全般の問題を総合的に助言できるアドバイザー、コーディネーターの存在が重要視されています。

(6)制度利用、支援への要望

アンケート調査結果では、生活困窮層において、「離婚のことや養育費等の法的相談」「就職・転職支援」「食品・日用品の支給」「学用品の支給」などが必要・重要だと思う割合が高くなっています。また、非生活困窮層・生活困窮層ともに「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が高くなっています。

また、施策等の情報をどのように受け取っているかについては、生活困窮層・非生活困窮層ともに「学校からのおたより(紙)」「学校からのメール」の割合が高く、今後どのように受け取りたいかについても、「学校からのおたより(紙)」「学校からのメール」の割合が高くなっています。その他、「SNS」を希望する割合は、現状よりも高くなっています。

ヒアリング調査結果では、施策や制度についての周知方法を対象者によって変えていく必要があること、内容を具体的でわかりやすいものに工夫するとともに、できる限り手続きを 簡潔にしていく取組が必要であるという意見がありました。

(7)ひとり親家庭の状況

アンケート調査結果では、ひとり親家庭の 58.1%で養育費の取り決めをしているとの回答でした。また、取り決めをしている場合、養育費がきちんと支払われているかについては、「毎月または定期的に受け取っている」の割合が 61.8%であったものの、「以前は支払われていたが、現在は支払ってもらえない」の割合は 17.6%でした。面会交流については、「している」の割合は 41.2%でした。

ヒアリング調査結果では、ひとり親家庭への学習支援や、保護者が病気になった時の支援 体制が求められています。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響

アンケート調査の結果では、生活困窮層において、新型コロナウイルス感染症により、ストレスや不安が「増えた」、収入が「減った」、支出が「増えた」の割合が高くなっています。また、ひとり親家庭においても、新型コロナウイルス感染症により、ストレスや不安が「増えた」、収入が「減った」、支出が「増えた」の割合が高くなっています。

6. 本市の子どもの貧困の課題

(1)子どもの生活に関する課題

子どもたちが、安心して健やかに成長するためには、親子ともに社会的に孤立せず、安定 した生活環境が整っていることが重要であり、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、 生活習慣を定着させるための取組を進める必要があります。

(2)子どもの教育に関する課題

すべての子どもが能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学ぶ 意欲を持ち続けられる環境を整えることが必要です。

また、子どもたちが様々な人と関わりをもち、自己肯定感を育み、創造力を伸ばすことができるよう、家庭や学校だけでなく、地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てを支援できる体制づくりが必要です。

さらに、子どもの健全な成長を阻害する問題が次の世代に連鎖していかないよう、またすべての子どもが将来に夢や希望を持って成長できるよう、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施することが重要です。

(3)世帯の経済状況や保護者の就労に関する課題

子どもが安心して育つためには、保護者の経済的な安定が必要です。就労支援や職業訓練の促進を行うほか、経済的な支援制度の効果的な周知によりその利用を促進し、子どもたちが安定した生活のなかで成長できる環境を整えていくことが求められています。

また、子どもが生まれた環境に左右されずに育つことは重要です。各種手当や助成制度 等が子どもの生活環境の向上にしっかりと結びつくよう、関係機関と連携し周知や支援を 行っていく必要があります。

(4) 相談支援体制の課題

子どもたちの健やかな成長のためには、子育て家庭を地域で支えていく必要があります。 非生活困窮層と比べて困難を抱える家庭は、困ったときに頼れる親族・友人や、子育てに関 する相談相手が少なく孤立しやすいため、安心できる相談先や居場所の確保等、包括的な 相談支援体制の強化が必要です。

(5)制度の周知・市民への啓発に関する課題

困難を抱える家庭や支援の情報が届いていない家庭が、孤立して不安や悩みを抱えることなく支援のネットワークにつながっていくように取り組んでいく必要があります。

また、手軽に情報を得られるようSNS等日常使い慣れているコミュニケーション手段 をこれまで以上に活用した情報発信を検討することが必要です。

(6) ひとり親家庭等の支援に関する課題

ひとり親家庭は、仕事、子育て、家事等の負担や責任の比重が大きく、その精神的、肉体的負担は重いものとなっています。将来にわたりひとり親家庭がいきいきと安定した生活を送ることができるよう、養育費の確保や就業支援をはじめとする、ひとり親家庭の自立・生活の安定と向上を図るための支援の充実が必要です。

(7) 新型コロナウイルス感染症による影響

生活困窮層は、ストレスの増加など精神的な負担に加え、収入の減少や支出の増加などの経済的な負担の増加から新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けていると考えられます。子育て支援の取組を進めていく際には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、今後のポストコロナ社会での施策のあり方を考えていく必要があります。

7. 計画の体系

基本理念 施策の方向性 重点的な取組 基本方針 1-(1)子どもが安心できる居場所づくりの推進 方向性1 ず 1-(2)基本的な生活習慣の定着に向けた支援の充実 べての すべての子どもの健やかな育ちを支える生活支援 1-(3)配慮を要する子どもへの支援の充実 1-(4)子どもの自立支援に向けた取組の推進 親 と子 子どもの多様性を認め 2-(1) 幼児教育・保育施設や学校等との連携強化 地域や社会全体で 見守り支える体制づくり 方向性2 か 安 2-(2)地域等での学習支援の促進 すべての子どもが能力や可能性を 心 2-(3)子どもの進学を支援する取組の推進 伸ばすことができる教育支援 て暮らし、 2-(4)子どもの創造力の育成 経済的困窮の 世代間連鎖の防止 3-(1)生活困窮家庭等への就労支援の充実 方向性3 子ども 3-(2)妊娠期からの切れ目ない子育て支援の充実 生活基盤の安定と向上を 図るための保護者への支援 3-(3)生活の安定を図るための支援の充実 た 3-(4)ひとり親家庭の養育費の確保等の推進 ち か 将来に明るい展望を持ち 夢 成長できる環境づくり 4-(1)子どもの貧困を早期発見するための取組の推進 方向性4 40 4-(2)子どもに関する専門的な相談窓口の充実 希 地域から切れ目なくつながる 望 重層的な支援体制の推進 4-(3)子どもの生活を支援する団体等のネットワークの連携強化 一を持てる 4-(4)ひとり親家庭の相談支援体制の強化 ひとり親家庭に対する 総合的な支援体制の推進 ま 方向性5 5-(1)子どもの生活に関する施策・制度の周知の推進 ち 金 施策・制度の周知及び 5-(2)ひとり親家庭に関する施策・制度の周知の推進 沢 子どもの貧困に関する意識啓発 5-(3)子どもの貧困に関する意識啓発

(1) 基本理念

"すべての親と子が安心して暮らし、子どもたちが夢や希望を持てるまち金沢"

将来を担う子どもたちは社会の宝であり、無限の可能性を持つかけがえのない大切な存在 であるとともに、豊かな愛情に包まれ、未来に向かって夢や希望を持ち成長していくことが 強く求められています。

私たち大人には、子ども一人ひとりの幸せを願い、健やかな育ちを保障する責務があります。

一方で、家庭の経済的事情や生活事情などによって、子ども自身の力で克服することが困難な状況を抱えている場合が少なくなく、次の世代に引き継がれる貧困の連鎖が指摘されています。

生活に困難を抱える家庭に関して更なる対策をとらなければ、子どもの明るい未来を閉ざすだけでなく、次世代の社会を担う人材が減少し、結果的に大きな社会的損失をもたらす可能性があります。

子育てや貧困を家庭のみの問題とするのではなく、社会全体でこの課題に対応し、子ども のことを第一に考えた支援を講じていく必要があります。

本計画では、すべての子どもが夢や希望を持ち、安心して心豊かに育つことができるよう、 下記の基本方針を掲げ、社会が一体となって全力で取り組みます。

(2)基本方針

I 子どもの多様性を認め地域や社会全体で見守り支える体制づくり

子どもの多様性を認め理解するとともに、本市の地域コミュニティを基盤に社会全体で 子どもの育ちを見守り、支える体制づくりを推進します。

Ⅱ 経済的困窮の世代間連鎖の防止

経済的困窮に至る個々の要因に対してきめ細かに対応する取組を着実に進めるとともに、 経済的困窮の世代間連鎖を防止する重層的施策体系を構築します。

Ⅲ 将来に明るい展望を持ち成長できる環境づくり

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に明るい展望を持ち成長できる 社会の実現を目指します。

Ⅳ ひとり親家庭に対する総合的な支援体制の推進

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らせるよう、総合的な支援体制づくりを推進します。

(3)施策の方向性とその展開

施策の方向性1 すべての子どもの健やかな育ちを支える生活支援

すべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わりなく、心身を健やかに成長するためには、親子ともに社会的に孤立せず、安心して毎日を過ごすことのできる環境が整っていることが重要です。そのためには、家庭だけではなく、保育所・認定こども園等、学校、地域など社会全体で子どもの育ちを支えていく取組が必要です。

子どもたちが、安心して過ごせる環境で健やかに育ち、将来生活していくために必要な基礎的な生活習慣が身につくよう、子ども一人ひとりの成長に応じたきめ細かい支援の充実を進めます。

また、子どもの多様性を認めるとともに、誰一人取り残さないという SDGs の視点を踏まえ、障害のある子どもや外国籍の子どもなど、配慮を要する子どもや家庭への支援を充実します。

施策の方向性2 すべての子どもが能力や可能性を伸ばすことができる教育支援

子どもたちが家庭環境や経済的状況にかかわらず、それぞれの能力や可能性を伸ばすことができるような教育を受けられる支援を行っていくことが、子どもたちが自らの未来を切り拓いていくための力に繋がります。

そのため、学校をプラットフォームとして、福祉関係機関等との連携を強化し、貧困が連鎖しないよう総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭と学校が連携を図りながら、子どもが、基礎学力の定着のため、学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援します。

さらに、地域における学習支援体制の構築、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実、進学を支援する取組の充実など、子どもの家庭状況に応じた支援を進めるとともに、子どもの創造性を育む様々な体験活動や社会参加の機会の充実を図ります。

施策の方向性3 生活基盤の安定と向上を図るための保護者への支援

保護者が安心して就労できるよう子育て支援や就労環境の充実を図るとともに、保護者の 安定した就労につながる支援や各種助成や手当等の家計の安定を図るための支援などにより、 家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

また、養育費はひとり親家庭の子どもの成長において非常に重要であることから、養育費 確保に関する相談支援を充実します。

施策の方向性4 地域から切れ目なくつながる重層的な支援体制の推進

子どもたちが、健やかに育成するためには、生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていくことが必要であることから、子どもや家庭にとって身近な地域において困りごとに気づき、支えていく支援体制の充実を図ります。また、切れ目なく制度や支援に確実につなげていく体制を推進するため、地域、学校、関係団体、行政等の連携を強化します。

本市における庁内連携を更に推進するとともに、教育と福祉の連携を強化し、地域や教育現場での気づきが適切かつ円滑に相談支援機関につながる包括的な支援体制づくりに取り組みます。また、ひとり親家庭が適切に各種支援につながるよう相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向性5 施策・制度の周知及び子どもの貧困に関する意識啓発

困難を抱える子どもや家庭に施策や支援制度の情報を提供するにあたっては、家庭状況に 応じて効果的な周知方法を工夫するとともに、必要な支援情報が届きやすい体制を強化しま す。また、子どもの貧困対策を市民全体で取り組む機運を高めるための取組を進めます。